

社会福祉法人でんでん虫の会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人でんでん虫の会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。
2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
3 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。
2 監事が法人及び事業所の指導監査への立ち会い及び運営状況の指導または監査の業務その他理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬の総額)

第6条 評議員の各年度の報酬の総額は200,000円以内とする。
2 役員各年度の報酬の総額は2,000,000円以内とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第8条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条及び第5条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬は支給しない。

2 法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。(理事長、業務執行理事は除く)

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改訂

別表1 (第3条・第5条関係)

名 称	報 酬
理事会	日額 5,000円
評議員会	日額 5,000円

別表2 (第4条・第5条関係)

名 称	報 酬	備 考
理事長	日額 10,000円	月100,000円以内
業務執行理事	日額 10,000円	月50,000円以内
理事及び評議員	日額 10,000円	
監事	日額 10,000円	

別表3 (第7条)

旅 費	宿泊費	その他
実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円	実費額	実費額